



平成18年5月11日

各 位

会 社 名 岡 谷 電 機 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 丸 山 律 夫
(コード番号6926 東証 第1部)
問 合 せ 先
常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 松 岡 郁 男
(TEL 03-4544-7000)

定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月27日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年6月27日(火)
変更定款の効力発生日 平成18年6月27日(火)
2. 変更の理由
 - (1) 「電子公告制度の導入のために商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、周知性が高い公告の方法である本制度を採用することといたしたく、予備的公告方法の規定と併せて所要の変更を行うものであります。
 - (2) 経営環境の変化に対応し、資本政策の柔軟性・機動性を確保することを可能とするため、発行可能株式総数を4,898万5,000株から9,000万株に増加させるものであります。
 - (3) 経営環境の変化に即応し、かつ意思決定の迅速化を図るべく、取締役の員数を現行12名以内から8名以内に変更するものであります。
 - (4) 株主各位のご便宜を図るため、中間配当の規定を新設し、所要の変更を行うものであります。
 - (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、本総会での変更を以下のとおり行うものであります。

当社は株券発行会社で、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人設置会社である旨の定款規定があるものとみなされておりますので、必要な規定を整備するとともに、所要の変更を行うものであります。

単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、必要な規定を整備するとともに、所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等のインターネットを利用する方法での開示が可能となることに伴い、周知性が高い開示方法である本制度を採用することといたしたく、新たな規定と併せて所要の変更を行うものであります。

取締役会における書面または電磁的方法による決議が認められたことに伴い、取締役会の機動性向上を図るため本制度を採用することといたしたく、新たな規定と併せて所要の変更を行うものであります。

社外取締役、社外監査役および会計監査人がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任免除の規定を新

設するものであります。なお、社外取締役の責任免除規定の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

当社定款における用語・表現方法を「会社法」に則した用語・表現方法に変更するとともに、所要の変更を行うものであります。

- (6) その他、類似規定の統合や整理等による、不要規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (7) 上記のほか、必要な条数の変更を行うものであります。

3. 変更の内容

現行	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 4 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 <u>4,898万5,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000万株とする。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第 6 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
< 新 設 >	(株券の発行)
(<u>1 単元</u> の株式数および単元未満株券の不発行)	第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
第 7 条 当社の <u>1 単元</u> の株式数は 1,000 株とする。 当社は、 <u>1 単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株とする。</u> — 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u>
< 新 設 >	(単元未満株式についての権利)
	第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株式取扱規定)

第 9 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規定による。

(名義書換代理人)

第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議にもとづきあらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規定)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

< 削除 >

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

< 新 設 >

(招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

< 新 設 >

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有す

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

< 統 合 >

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有す

る他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

< 2項新設 >

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 < 1項新設 >

取締役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

< 新設 >

(代表取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。

< 2項統合 >

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役若干名を

る他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

< 削除 >

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第22条 当社は、取締役会をおく。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

< 統合 >

定めることができる。

< 新 設 >

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

< 2項新設 >

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある事項のほか、当社の重要な事項を決定する。

< 新 設 >

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。

(相談役・顧問)

第26条 取締役会の決議により相談役または顧問をおくことができる。

(報酬)

第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

< 新 設 >

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

< 削 除 >

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

< 削 除 >

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

< 新設 >

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

< 2項新設 >

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

< 2項新設 >

(監査役会の権限)

第33条 監査役会は、監査役全員で構成され、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会規定)

第34条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。

(報酬)

第35条 監査役の報酬および退職慰労

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第30条 当社は、監査役および監査役会をおく。

(監査役の員数)

第31条 (現行どおり)

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

— 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

— 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

< 削除 >

(監査役会規定)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の

金は、株主総会の決議により定める。

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

第6章 計 算

(営業年度および決算期)

第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度末をもって決算期とする。

(利益配当金)

第37条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主また

決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第39条 当社は、会計監査人をおく。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

は登録質権者に支払う。

< 2項新設 >

< 新 設 >

(利益配当金の除斥期間)

第38条 利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払配当金には、利息をつけない。

— 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

— 前項の金銭には利息をつけない。

以 上